

基本条例【行政運営の基本理念・原則となる条例（仮称）】

【条例制定の基本的な考え方】（制定の背景や条例の目的等）

時代や社会情勢が著しく変化する中で、府民が幸福を実感できる社会をつくるためには、地域の実情を知る地方公共団体である京都府が地域の状況に応じて課題解決を図る必要があること

府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重と府民が主役となる住民自治を基本とし、いつの時代にも変化しない府政運営や地域づくりの基本となる考え方、府政運営の行動原則等を明らかにし、府民の合意の下でこれを共有するため条例を制定すること

3つの基本理念

●府政は、次に掲げる3つの基本理念を大切にしていられるものとします。

人を大切にし、人がつながり 支え合う、心豊かな社会づくり

府民誰もが人間として大切にされ、多様な価値観のもとで、つながり、支え合う、人にやさしい社会を実現すること

府民が自ら主役となり、地域の魅力を高める自立した社会づくり

府民の自主的な活動が大切にされ、地域の魅力を高め合う自立した社会を実現すること

多様な主体がともに役割を担う社会づくり

府、市町村、府民、民間の団体等がともにその役割と特性を生かして、連携・協働をし、地域の課題を解決するための活動が豊かに展開される社会を実現すること

5つの基本原則

●府政は、基本理念に基づき、次に掲げる5つの府政運営の具体的な行動原則（基本原則）に従って、行われるものとします。

1 府民が起点となり、府民が活かされる府政運営

- 自治の主役である府民が起点となり、府民生活において府民が何を求めているかを十分に把握し、府民の期待にこたえることができるようにすること
- 府民及び地域の持つ力が引き出され、相互に働き合って、最大限活かされるために必要な環境を整えられるようにすること

2 府民に明確な将来ビジョンを示し、府民の安心と活力の向上を支える府政運営

- 府の目指す方向性を、府民参画の下、将来構想、基本計画等の形で明らかにし、府民がこれを共有することができるようにすること
- 府民の社会的な立場や状況及び地域の実情を踏まえ、府民が安心・安全で生きがいや希望のある生活を送ることができるようにすること
- 長期的に安定した財政基盤の下、持続的かつ自立的に施策等が展開されるようにすること

3 府民によく見える、信頼される府政運営

- 府政に関する情との共有を図り、を果たすことにより、府民の信頼を得られるようにすること
- 府民の視点から、法令遵守の徹底を公平かつ公正に進め、府民の信頼を得られるようにすること

4 府民の参画と協働を尊重し、支える府政運営

- 府民の誰もが、その自由な意思により、様々な手法で社会の活動に参画できるようにすること
- 政策立案等の過程に府民が参画できる機会が適切に確保されるようにすること
- 府民、民間の団体等が行う活動を尊重するとともに、必要に応じてそれらの活動を支え、協働できるようにすること

5 市町村等との連携・協力による府政運営

- 市町村との役割分担の下、十分な連携と協力により、効率的で便利な行政サービスが提供されるようにすること。政令指定都市である京都市とは相互の関係を踏まえて府市協調が進められるようにすること
- 地域の特性に応じた広域的な施策や、専門性の高い施策、市町村間の均衡を支える施策の実施など、総合的な調整の役割を果たすようにすること
- 府域を越えた課題等について、国、他の地方公共団体等と連携及び協力してその解決が図られるようにすること

【知事その他の執行機関の責務】

- 知事その他の執行機関の責務として、次の事項を定めます。
 - ① 基本理念及び基本原則に基づいて、府民が府政に関する情報を知ることなどができるよう府政を運営する責務
 - ② 必要な条例、計画、要綱その他の制度、手続を整備し、充実させる責務
 - ③ 必要な組織を整備し、職員の育成に努める責務

【知事と議会との関係の基本】

- 知事と議会との関係について、基本となる事項を定めます。